

謝金について

- 提出書類は、教養学部ホームページから様式をダウンロードして作成してください。
謝金の取り扱いについて注意事項を掲載したページもありますので、こちらも必ずご覧ください。
(大学院総合文化研究科・教養学部の謝金のホームページ)
http://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/ryohi_shakin/syakin.html

- 書類提出の基本的な流れ
 - (1) 業務前 (2週間前) ・ ・ 「謝金の支出について (伺)」を専攻事務担当者に提出。
講演, 講義, 会議出席の場合、開催プログラム等を添付
 - * ホームページ掲載の様式には、記入要領のシートも有ります
 - (2) 専攻事務担当にて提出書類の不備、経費等をチェックし経理係に提出。
 - (3) 業務終了後 ・ ・ ・ 「支給調書」「出勤表」を専攻事務担当者に提出
原稿・校閲・翻訳の場合、出来上がり枚数を証明するものを添付
立替払の場合は、領収書と立替払請求書も添付。
 - * 出勤表は、手書き。受給者欄は必ず本人の自筆で記入。現場で確認できる人が検印。

- 謝金の種類と金額について
平成23年度「諸謝金基準単価表」に基づきます。この単価表を上回る金額は支給できません。
この「諸謝金基準単価表」もホームページに掲載されています。

- 所得税の源泉徴収 (天引き) について
謝金の種類によって、所得税がかかります。税率は諸謝金基準単価表「源泉徴収」欄の通りです。
講演謝金等で旅費も支給する場合は、旅費にも所得税がかかりますのでご注意ください。

- 外国の方に謝金をお支払いする場合
非居住者 (日本に住所も1年以上の居所も有しない人) の場合は、所得税20%が適用されます。
ただし、居住・納税国によって、租税条約による免税を適用できる場合があります。

そのときは「租税条約に関する届出書」様式7 (短期滞在者, 自由職業者) が受理されれば
免税措置を受けられます。(提出書類に添付してください。本学から税務署に提出します。)
提出部数は原本2部で、支払日の10日前 (立替払の場合は来日時に持参してもらい立替払い後1
週間以内) に提出してください。(後日提出というのは、税務署で受理されません。)

現在、米国、英国、フランス、オーストラリアの4カ国は、

「特典条項に関する付表」と「居住者証明書」も併せて必要です。

「居住者証明書」は、本人が本国の税務当局で発行してもらうものです。

租税条約を適用できるかどうかは、経理係にお問い合わせください。

■ 留学生等に依頼するとき

日本での在留資格が「留学」の場合、そのままでは就労の資格がありません。

入国管理局から「資格外活動許可書」の交付を受けているか、

また許可書の有効期間が切れていないかを確認してください。

その他、外国から招聘する方に依頼するときも、仕事の種類によって、資格外活動許可が必要な場合があります。例えば、講演謝金では不要ですが、通訳や翻訳謝金では必要です。

■ 学生に依頼する場合は、授業等との重複に注意し、学業及び研究に支障をきたさない業務量にしてください。

■ 謝金は、継続的なものではなく、短期間の労働に対するものです。このことも十分考慮してください。

平成23年度諸謝金基準単価表

No.	区 分	単 位	金 額 (円)	源泉徴収	所得税法第204条	消費税率区分	備 考
1	会議出席謝金 (1)	回	25,200	月額表乙		不課税	協議会講等 (役員クラス)
2	会議出席謝金 (2)	回	21,800	月額表乙		不課税	協議会講等 (部長クラス)
3	会議出席謝金 (3)	回	13,700	月額表乙		不課税	協力者会講等
4	特別講演謝金	回	57,000	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	著名人による記念講演的性格を有するもの
5	一般講演謝金	回	36,000	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	
6	講義謝金 (母国語)	時間	9,000	月額表乙	※204条第1項第1号に該当	不課税	
7	講義謝金 (外国語)	時間	18,000	月額表乙	※204条第1項第1号に該当	不課税	
8	指導・助言・実技・実習等謝金 (母国語)	時間	5,500	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	
9	指導・助言・実技・実習等謝金 (外国語)	時間	11,000	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	
10	集計・会場整理等単純労務謝金	日 (件)	7,400	月額表乙		不課税	
11	回会・報告者謝金	時間	4,500	—		課税	
12	審査謝金 (1)	回	13,700	—		課税	討論形式による選考会・書類審査
13	審査謝金 (2)	時間	4,600	—		課税	討論形式によらない選考会・書類審査
14	原稿謝金 (母国語)	枚	2,200	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	思想・文獻・随想・提言等 (400字)
15	原稿謝金 (母国語)	枚	1,600	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	一般 (400字)
16	原稿謝金 (クハラビア)	頁	3,800	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	
17	原稿謝金 (外国語)	枚	5,300	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	思想・文獻 (200ワード)
18	原稿謝金 (外国語)	枚	3,800	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	一般 (200ワード)
19	原稿校閲謝金 (母国語)	枚	800	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	一般 (400字)
20	原稿校閲謝金 (外国語)	枚	2,800	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	思想・文獻 (200ワード)
21	原稿校閲謝金 (外国語)	枚	2,100	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	一般 (200ワード)
22	対談・座談会出席謝金	回	18,000	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	
23	表紙・原画等揮毫謝金	枚	15,600	—		課税	ポスターを含む
24	表彰状揮毫謝金	行	150	—		課税	
25	同時通訳謝金 (英語)	日	85,000	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	午前又は午後の拘束時間が4時間以内の場合は1/2料金。正午をばさむ場合は一日料金。
26	同時通訳謝金 (英語以外の外国語)	日	85,000	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	
27	逐次通訳謝金 (英語)	時間	10,000	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	
28	逐次通訳謝金 (英語以外の外国語)	時間	10,000	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	
29	翻訳謝金 (和文英訳)	枚	5,400	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	和文→英文 (200ワード)
30	翻訳謝金 (和文英訳)	枚	7,600	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	和文→英文 (200ワード) 思想・文獻
31	翻訳謝金 (英文和訳)	枚	3,100	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	英文→和文 (400字)
32	翻訳謝金 (その他和訳)	枚	4,100	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	英文以外→和文 (400字)
33	翻訳謝金 (外国語間)	枚	6,000	10%	※204条第1項第1号に該当	課税	外国文→外国文 (200ワード)

注) 1. 29,30,31,32,33の翻訳謝金については仕上り1枚につきの単価である。
 2. 本表は、平成22年度に執行する諸謝金の標準的な単価を示したものであり、すべての事項において適用されるものではない。
 3. 非居住者が日本国内で行う役務に対して謝金を支払う場合は、所得税法第212条第1項、第213条第1項により、源泉徴収すべき所得税の税率は20%となる。

